

非嫡出子の遺産相続分

結婚していない男女の間に生まれた非嫡出子の遺産相続分を、嫡出子の半分と定めた民法の規定が、「法の下に平等」を保障した憲法に違反するかが争われた裁判で、最高裁大法廷は、今年 7 月 10 日に開いた弁論を経て、9 月 4 日に現規定が「違憲」であると決定付けました。

既に決着済みの案件は今回の決定が適用されませんが、国会は法改正を迫られ、民法だけでなく、財産相続に関わる分野をはじめとした税務にも大きな影響を与えることになってきます。

非嫡出子とは・・・

法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子供。婚外子ともいう。民法は、結婚している夫婦の子供を嫡出子と規定しています。

相続については、明治時代の民法の規定を引き継ぎ、民法 900 条 4 号ただし書き前段で「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の 2 分の 1 とする」と定めています。

特定居住用宅地等の要件緩和

特定居住用宅地等とは、被相続人の住んでいた自宅の敷地で、一定の要件を満たす親族が取得するものについて、240 m² (H27. 1. 1 以降は 330 m²) までの範囲内で相続税評価額を 80% 減額できる宅地等のことです。平成 26 年 1 月 1 日以後の相続について以下の 2 点が改正されます。

① 二世帯住宅

配偶者以外の同居親族については、相続開始前において被相続人の自宅に同居し、相続後も住み続けることが適用要件となっています。二世帯住宅については玄関が同じか家の中が繋がっている構造でないと同居と判断されませんでした。今回の改正により、全ての二世帯住宅（区分所有登記されていない場合に限る）を「同居」として取り扱うことになりました。

② 老人ホーム

被相続人が自宅に住まず、老人ホームに入所していた場合の自宅の敷地は、特定居住用宅地等に該当しません。但し、特別養護老人ホーム（終身利用権を取得していない場合）や入院中の場合には、治療のため自宅を一時的に離れているとして、同宅地等に該当します。

改正により、老人ホームに入所した場合でも下記の要件を満たせば、自宅の敷地は特定居住用宅地等に該当することになりました。

- イ 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
- ロ 当該家屋が貸付け等の用途に供されていないこと。



上場株式等の譲渡所得、配当所得の制度が変わります。

平成 25 年 12 月 31 日をもって上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る 10%軽減税率の特例措置が廃止され、平成 26 年 1 月 1 日から、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる NISA）が開始されます。

上場株式等の譲渡所得等について増税になる一方、非課税口座内で取得した一定の上場株式の譲渡所得等は、非課税となります。

●上場株式等の譲渡所得等および配当所得に係る 10%軽減税率の特例措置の廃止

区分	H24 年分以前	H25 年分	H26 年分以降
全体	10%	10.147%	20.315%
（所得税）	（7%）	（7.147%）	（15.315%）
（住民税）	（3%）	（3%）	（5%）



平成 25 年から平成 49 年までの間は、従来の所得税に 2.1%の税率を乗じて計算した復興特別所得税（H25 年 0.147%、H26 年以降 0.315%）が課せられます。

●非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の開始

項目	内容
口座開設者	開設の年の 1 月 1 日において、満 20 歳以上の居住者
非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益、配当等 （他の株式等との損益通算や繰越控除は、不可）
口座開設可能期間	平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間
非課税口座開設先 （証券会社等）	次の期間（勘定設定期間）毎に 1 業者 ①H26. 1. 1~H29. 12. 31 ②H30. 1. 1~H33. 12. 31 ③H34. 1. 1~H35. 12. 31 （期間内での証券会社等の変更は不可、非課税口座のみの開設も不可）
非課税管理口座数	各年分ごとに 1 人 1 非課税管理口座のみ
非課税投資額	1 非課税管理口座における投資額は、年 100 万円を上限とする （既に他の口座等で保有している上場株式等は、非課税口座に移管不可）
保有期間	最長 5 年、途中売却可能（ただし、売却分の枠は再利用不可）
非課税投資総額	最大 500 万円（100 万円／年×5 年） （各年の未使用額の枠は、翌年に繰越不可）
保有期間終了後	本制度期間内であれば、同一証券会社等の非課税口座に移管可能 （一部条件付で、同一証券会社等の特定口座や一般口座にも移管可能）

上場株式等とは、上場株式、上場株式新株予約権付社債、公募株式投資信託の受益権、上場投資信託の受益権、上場不動産投資法人の投資口等をいい、公社債や公社債投資信託の受益権は含まれません。また、証券会社等ごとに取扱商品や手数料等が異なるため、十分に検討されることをお勧めします。